

## 第1章 総 則

### 第1節 趣 旨

この指導要綱は、水道法(昭和32年6月15日法律第177号。以下「法」という。)、水道法施行令(昭和32年12月12日政令第336号。以下「政令」という。)及び、富士市水道事業給水条例(昭和41年11月1日条例第27号。以下「条例」という。)並びに、富士市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年3月24日水道部訓令甲第1号。以下「事業者に規程」という。)に基づき、管理者の指定する指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)の行う給水装置工事に関し、申請手続から完了検査までの適正な工事施工のために必要な事項を定めるものとする。

### 第2節 用語の定義

この指導要綱にかかげる用語の定義は次に定めるところによる。

**配水管** 配水池より、給水区域内に給水をするため、仕切弁、空気弁、排泥弁等を備え、管理者が布設したもの(管理者以外の者がΦ75mm以上の管を布設し、市が寄贈を受けたものを含む。)をいう。

**配水支管** 給水区域内の一定区域、又は区域の細部に給水するため、配水本管より、口径Φ75mm未満で分岐されたもので管理者の布設した管(管理者以外の者が布設し、市に寄贈されたものを含む。)をいう。

**個人管** 使用者、又は使用者以外の者が給水の目的で布設した管で市が寄贈を受けない管をいう。

**送水管** 原水から浄水化された水道水を配水池まで有圧で送水するため、ポンプ、流量計、制水弁、空気弁等を備え管理者の布設した管をいう。  
送水管から給水管の分岐はできない。

**導水管** 水源地から浄水場まで原水を有圧で送水するため、ポンプ、遮断弁、制水弁、空気弁、流量計等の設備を備え、管理者の布設した管をいう。  
導水管からの給水はできない。

**給水管** 使用者が自らの給水を受けるため配水管、又は配水支管及び、個人管より分岐して布設した管をいう。

**給水装置** 第2章、給水装置の定義に明記

### 第3節 給水装置の種類 (条例第4条)

- 1 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの。
- 2 私設消火せん 消防の用に供するもの

### 第4節 給水装置所有者の代理人

#### 1 給水装置所有者の代理人(条例第5条第1項・第2項)

給水装置の所有者が、市内に居住しないとき又は、管理者が必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理をさせるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

管理者は、前項の代理人を適当でないとき、これを変更させることができる。

### 第5節 給水装置の設計施工及び規定

#### 1 設計及び施工

##### (1) 工事の申込み (条例第10条第1項・第2項)

給水装置の新設、改造、修繕又は撤去工事(以下「工事」という。)をしようとする者はあらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。又、工事の申し込みに当たり、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることがある。

##### (2) 工事の施工 (条例第11条第1項)

工事の設計及び施工は、管理者が別に定める指定工事業者が行う。

指定工事業者は給水装置工事に際し、水道の機能及び保全に留意し、その工事を誠実にを行うため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- ① 工事着手前に、設計審査に係る申請書に設計図を添えて管理者に申請し、承認を得なければならない。(事業者規程第14条)
- ② 指定工事業者が自己の名において、無認可の工事人に下請、又は工事の施工をさせてはならない。
- ③ 工事施工に際しては給水管内の汚染に留意し、飲料水として衛生面に充分注意しなければならない。
- ④ 工事施工にあたり断水の必要が生じた時は、管理者の許可を得るとともに市職員の見守りのもとに行い、時間内に工事を完了させなければならない。

- ⑤ 工事の施工中又は、完了後他人の迷惑、特に事故の起因とならぬよう万全の処置をとらなければならない。

### (3) 給水装置の構造及び材質 (法第 16 条)

給水装置の構造及び材質は、政令第 5 条で定める基準に適合していなければならない。上記政令で定める基準に適合していないときは、法第 14 条の定めるところにより、給水契約の申込を拒み、又は給水装置をその基準に適合させるまで給水を停止することができる。

## 2 給水装置工事の完了検査等

### (1) 工事の審査 (条例第 11 条第 3 項)

指定工事業者が工事を行うときは、あらかじめ管理者の審査（使用材料の確認を含む）に合格した設計に基づき工事を施工しなければならない。

### (2) 工事の検査等 (事業者規程第 15 条第 1 項・第 2 項)

指定工事業者は、工事が完了後速やかに給水装置工事完了届を管理者に提出し、検査を受けなければならない。

- ① 検査を受けるときは、主任技術者を立ち合わせなければならない。
- ② 検査の結果、工事が不完全と認められたときは、管理者は期間を指定して改修させるものとする。

## 3 水道メーターの設置 (条例第 21 条第 1 項から第 3 項)

(1) 給水量は、水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。

(2) メーターは、給水装置に設置しその位置は市が定める。

(2) 管理者は、使用水量を計量するため特に必要があると認めたときは、受水槽以降の装置にメーターを設置することができる。

## 4 メーターの貸与 (条例第 22 条第 1 項から第 3 項まで)

(1) メーターは、給水装置の所有者、又は使用者に保管させる。

(2) 所有者、又は使用者は善良なる管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

(3) 管理義務を怠ったためにメーターを亡失、又はき損した場合は、管理者が定める損害額を弁償しなければならない。

## 5 届 出 (条例第 24 条第 1 項・第 2 項)

給水装置の使用者、所有者、代理人は、次に該当するときは管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を休止し、再開し、又は廃止するとき。
- (2) 消防演習に水道を使用するとき。
- (3) 水道の使用者又は住所に変更があったとき。
- (4) 代理人に変更があったとき又は住所に変更があったとき。
- (5) 給水装置の所有者に変更があったとき。

## 6 料金の徴収 (条例第 27 条・第 28 条)

- (1) 水道料金(以下「料金」という。)は、使用者から徴収する。
- (2) 料金は、基本料金と従量料金の合計額(1 円未満の端数は切り捨てる。)とする。
- (3) 基本料金及び従量料金は、給水管の呼び径(メーターの取付部分の呼び径をいう。)の大きさに応じ一箇月について次の表のとおりとする。

区分 呼び径(ミ リメー トル)	基本料金		従量料金	
	水量(立方メ ートル)	金額	段階区分	金額
13	10	979 円 <del>964 円</del> 20 銭	使用水量 10 立方メートルを超え 20 立方 メートルまでのもの 1 立方メートルにつ き	88 円 <del>86 円</del> 40 銭
		1,562 円 <del>1,533 円</del> 60 銭	使用水量 20 立方メートルを超え 50 立方 メートルまでのもの 1 立方メートルにつ き	104 円 50 銭 <del>102 円</del> 60 銭
20	10	2,222 円 <del>2,181 円</del> 60 銭	使用水量 50 立方メートルを超え 100 立 方メートルまでのもの 1 立方メートルに つき	121 円 <del>118 円</del> 80 銭
		2,618 円 <del>2,570 円</del> 40 銭	使用水量 100 立方メートルを超えるもの 1 立方メートルにつき	132 円 <del>129 円</del> 60 銭
25		2,618 円 <del>2,570 円</del> 40 銭	使用水量 20 立方メートルまでのもの 1 立方メートルにつき	88 円 <del>86 円</del> 40 銭

		銭	
40		5,060 円 <del>4,968 円</del>	
50		7,755 円 <del>7,614 円</del>	使用水量 20 立方メートルを超え 50 立方メートルまでのもの 1 立方メートルにつき <del>102 円</del> 104 円 50 銭 60 銭
75		19,030 円 <del>18,684 円</del>	使用水量 50 立方メートルを超え 100 立方メートルまでのもの 1 立方メートルにつき <del>118 円</del> 121 円 80 銭
100		33,660 円 <del>33,048 円</del>	
150		58,630 円 <del>57,564 円</del>	使用水量 100 立方メートルを超えるもの 1 立方メートルにつき <del>129 円</del> 132 円 60 銭

#### 7 加入金 (条例第 37 条)

条例第 10 条の規定により給水装置の新設又は改造(給水管の呼び径の拡大変更に限る)の申込みを承認したときは、申込者から加入金を徴収する。

加入金の額は給水装置 1 口につき次のとおりとする。

呼 び 径 (ミリメートル)	金 額(税込み) (円)
13	39,600 <del>38,880</del>
20	86,900 <del>85,320</del>
25	146,300 <del>143,640</del>
30	220,000 <del>216,000</del>
40	401,500 <del>394,200</del>
50	620,400 <del>609,120</del>
75	1,412,400 <del>1,386,720</del>
100	管理者が定める。
150	

(条例第 21 条・第 24 条・第 27 条・第 37 条)

ビル、共同住宅及びこれらに類する施設(寮及びこれに準じるものを除く。)にあっては、給水装置の関係者である使用者、所有者、代理人(以下「使用者等」という。)のうち、料金はメ

ーターにより計量し、使用者から徴収することになっているため、メーターは各世帯に設置して、加入金は収容計画世帯の総数を総口数とする。

## 8 手数料（条例第 38 条）

手数料は、次の区分により申込者から徴収するものとする。

### (1) 指定手数料

法第 16 条の 2 第 1 項の指定をするとき 1 件につき 1 万円  
~~条例第 11 条第 1 項の指定をするとき 1 件につき 14,000 円~~

### (2) 更新手数料

法第 25 条の 3 の 2 第 1 項の更新をするとき 1 件につき 1 万円

### (3) ~~⇒~~ 設計審査及び工事検査手数料

1 件につき 9,000 円

### (4) ~~⇒~~ 水道使用証明等手数料

1 件につき 300 円

(注) (2)は申込を取消した場合、重複のときは還付し、これ以外は還付しない。

## 9 料金、手数料等の軽減、又は免除（条例第 39 条）

管理者は、公益上、その他特別の理由があると認めるときは、条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減、又は免除することができる。

## 10 取 締

### (1) 検査等及び費用負担（条例第 40 条第 1 項・第 2 項）

- ① 管理者は、管理上、必要があると認めるときは、給水装置を検査し、適当な措置をさせ、又は自らこれを行うことができる。
- ② 前項に要する費用は、措置された者の負担とする。

### (2) 違反措置（条例第 41 条第 1 項・第 2 項）

次の各号のいずれかに該当するときは、その理由が継続する間、給水を停止し、損害があったときは、これを賠償させることができる。

- ① 料金、加入金又は手数料の徴収をのがれようとして詐欺その他不正の行為をしたと

き。

- ② 給水装置の構造及び材質が政令第 4 条の基準又は管理者の定める基準に適合していないとき。
- ③ メーターの作用を妨害したとき。
- ④ 指定工事業者の施工した工事に係るものでないとき。
- ⑤ 係員の業務の執行を拒み、又は妨害したとき。
- ⑥ 条例第 10 条による工事を管理者の承認を受けずに工事を行ったとき。
- ⑦ 理由なく本市の施工した封かん、標識類をき損したとき。
- ⑧ 給水栓を汚染のおそれのある器物、又は施設と連絡して使用する場合等において警告を発しても、これを改めないとき。

### (3) 給水の停止 (条例第 42 条)

管理者は、この条例により、納付すべき料金、加入金及び手数料を期限内に納付しないときは完納するまで、給水を停止することができる。

### (4) 給水管の切断 (条例第 44 条)

管理者は、次の各号の一に該当する場合、管理上、必要があるときは、給水管を切断することができる。

- ① 給水装置所有者が 90 日以上、所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がいないとき。
- ② 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来、使用の見込みがないと認めたとき。

#### 1 1 指定工事業者の資格要件 (事業者規程第 5 条)

指定工事業者は、次の各号に掲げる要件を備えたものでなければならない。

- (1) 事業所ごとに事業者規程第 12 条第 1 項の規定により主任技術者として選任される者を置く者。
- (2) 次に定める機械器具を有する者。
  - ア 金きりのこ、その他の管の切断用の機械器具
  - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
  - ウ トーチランプ、パイプレンチ、その他の接合用の機械器具
  - エ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者。
  - ア 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ないもの
  - イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

- ウ 事業者規程第 8 条第 1 項の規定により指定を取消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
- エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- オ 法人であつて、その役員のうち、上記アからエまでのいずれかに該当する者があるもの

## 1 2 指定工事業者の指定の取り消し及び停止 (事業者規程第 8 条・第 9 条)

管理者は指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取消することができる。又は期間を定めて指定の効力を停止することができる。

- (1) 不正な手段により指定を受けたとき。
- (2) 事業者規程第 5 条各号の指定の基準に適合しなくなったとき。
- (3) 事業者規程第 7 条の変更等の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 事業者規程第 12 条の主任技術者の選任等の規定に違反したとき。
- (5) 事業者規程第 13 条の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 事業者規程第 16 条の規定による主任技術者の立会いを管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 事業者規程第 17 条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施工する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- (9) 事業者規程第 8 条の規定する指定の取消しに該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、管理者は指定の取消しに代えて、6 月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

前項の規定により、取消し、又は停止により、業者が損害を受けることがあっても市はその責を負わない。

## 第 6 節 富士市水道使用水量の認定要領

### 1 使用水量の認定

(趣旨)



第1条 この要領は、富士市水道事業給水条例(以下「条例」という。)第31条の規定に基づきメーター異常及び漏水により使用水量が不明なとき使用水量を認定するため必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 使用水量の認定は、使用者の善良な管理のもとでのメーター異常及び給水管より漏水した場合に行う。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 条例第10条第1項の承認を受けないで施工した工事に該当するとき。
- (2) 条例第41条第1項3号に該当するとき。
- (3) 条例第41条第1項4号に該当するとき。
- (4) 給水管と直結している給水用具以外の給湯設備、衛生設備又は受水槽以降の給水管と直結している給水用具の破損によるとき。

(認定方法)

第3条 メーター異常及び漏水による使用水量は、次の計算により認定するものとする。

- (1) メーター異常による使用水量の認定は、前4ヶ月の使用水量を平均して認定水量とする。また、使用水量の実績が得られないときは、メーター取替え後の使用水量を基礎として日割り計算により使用水量を認定する。ただし、使用水量が基本水量以内のときは、基本水量とする。
- (2) 漏水による使用水量の認定は、今回検針時水量の前4ヶ月間の平均水量と前年同期の使用水量を比較し、いずれか少ないほうの水量を実績水量とし、今回検針時の使用水量から実績水量を差引いて得た水量に1/2を乗じて計算した水量を漏水負担水量とし、それに実績水量を加えたものを認定水量とする。ただし、実績水量が認定できないときは修理完了後の検針水量とする。

(申請書の提出)

第4条 漏水による使用水量の認定を受けようとするものは、修理完了後、速やかに水道使用水量認定申請書を水道事業管理者に提出しなければならない。

- 2 漏水認定した箇所については、修理完了後1年経過するまでは再申請できないものとする。

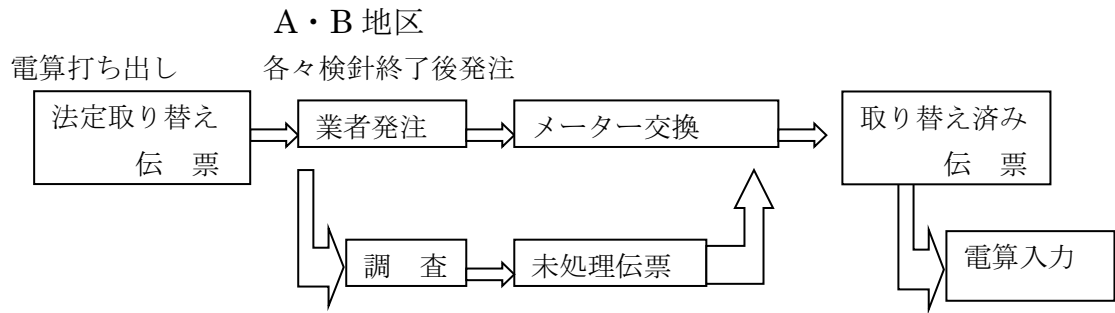
(補則)

第5条 この要領の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

## 2 法定取替及び故障・廃止処理



A地区 } 検針地区毎に  
B地区 } 打ち出す

